

◎議案第 8 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（山本浩平君） 日程第 2、議案第 8 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議 8 - 1 をお聞きください。議案第 8 号でございます。白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 6 月 19 日提出、白老町長。

附則でございます。

（施行期日）

第 1 条 この条例は公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の白老町介護保険条例第 4 条第 3 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議 8 - 3 をお聞きください。議案説明でございます。介護保険施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所得の少ない第 1 号被保険者に係る介護保険料の公費による軽減後の保険料率を定める必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町介護保険条例新旧対照表

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| （保険料率）<br>第 4 条 平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。<br><br>(1)～(9) 略<br>2 略 | （保険料率）<br>第 4 条 平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者（ <u>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。</u> ）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。<br><br>(1)～(9) 略 |

|   |  |
|---|--|
| <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第7条において同じ。)に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> | <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,400円とする。</u></p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者(法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第7条において同じ。)に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> |
|---|--|

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。